

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等 概要

1 改正等の概要

改正事項等及びその概要は、次のとおり。

(1) 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）の一部改正

① 第五世代移動通信システムに係る電気通信役務の種類の追加

【改正を行う条項】

・施行規則様式第 1、様式第 4、様式第 8、様式第 38 の 8、様式第 38 の 9 等

【改正の内容】

第五世代移動通信システムの導入に伴い、電気通信役務の種類に第五世代移動通信システムを使用する携帯電話等を追加。

② セルラーLPWAに係る重大な事故の基準の追加

【改正を行う条項】

・施行規則第 58 条

【改正の内容】

セルラーLPWAの本格化に伴い、重大な事故の基準にセルラーLPWAを使用する携帯電話を追加。

③ その他

その他、所要の規定を整備。

(2) 電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号。以下「主任技術者規則」という。）の一部改正

所要の規定を整備。

(3) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）の一部改正

① 第五世代移動通信システムに係る契約数等の報告の追加

【改正を行う条項】

・報告規則第 1 条第 2 項、第 2 条第 1 項、第 2 条の 2、様式第 3、様式第 12 の 2（新設）、様式第 20 の 2 及び様式第 20 の 3

【改正の内容】

第五世代移動通信システムの導入に伴い、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話と同様、契約数等の報告の対象に第五世代移動通信システムを使用する携帯電話等を追加。

② I o T の普及に伴う契約数の報告の細分化

【改正を行う条項】

- ・様式第3及び様式第12

【改正の内容】

I o Tの普及に伴い、携帯電話の契約数の報告対象について、通信モジュール向けに提供されているサービスを追加。さらに、セルラーL P W Aは従来の三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話等の内数として、セルラーL P W A等を使用する携帯電話を追加。

③ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正に伴う規定の整備

【改正を行う条項】

報告規則第4条の4の2（新設）、様式第23の4の2（新設）及び様式第30

【改正の内容】

平成30年8月に改正された「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」において端末の流通・販売の制限等の禁止が明記され、また、平成31年9月から、同指針により中古の移動端末設備に係るS I Mロック解除に応じることが義務付けられることを踏まえ、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況についての報告を新設するとともに、S I Mロックを解除した数について、利用者以外からの求めに応じて行うものを報告対象に追加。

④ その他

その他、所要の規定を整備。

(4) 「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」

(以下「ガイドライン」という。)の一部改定

- 1 (1) ②に係る改正に伴い、一部改定を行う。

2 施行期日

(1) 施行規則及び主任技術者規則の一部改正

公布の日から施行する。

(2) 報告規則の一部改正

公布の日から施行し、この省令による改正後の報告規則の規定は、報告期限が令和元年7月1日以降である報告から適用する。ただし、1 (3) ③のうちS I Mロック解除状況に係るものについては、報告期限が令和元年10月1日以降である報告から適用する。

(3) ガイドラインの一部改定

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日から施行する。